

議案第13号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月2日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正に伴い、所要の改正をする必要があるため提案する。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年南風原村条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中

教育委員会	委員長	月額	円	1等	実費	実費 又は 1キロメートルにつき 37円	1,000円。 ただし、宿泊を要する場合は 3,000円	円	円	円
			49,500							
	委員		44,100							

を

教育委員会	委員	月額	円	1等	実費	実費 又は 1キロメートルにつき 37円	1,000円。 ただし、宿泊を要する場合は 3,000円	円	円	円

							は 3,000 円	す る。	す る。	
--	--	--	--	--	--	--	-----------------	---------	---------	--

」

に改める。

第2条 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の項の次に次のように加える。

農地利用最適化 推進委員	30,800	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
-----------------	--------	---	---	---	---	---	---	---	---

(南風原町職員定数条例の一部改正)

第3条 南風原町職員定数条例(昭和47年南風原村条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条」を「第19条」に、「第20条」を「第26条」に改める。

(証人等の費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 証人等の費用弁償に関する条例(昭和47年南風原村条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条」を「第35条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年10月1日から施行する。